

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 概要

- 令和5年10月から令和6年3月までの通常の医療提供体制への移行期間が終了。
- 新型コロナ対応を組み込んだ新たな報酬体系による医療・福祉サービス提供体制へ完全に移行

2. 変更点

| | 現行 | 令和6年4月以降 |
|--------------|--|---|
| 相談窓口 | ○発熱患者、自宅療養者向け相談窓口を設置 | 【集約化】 ○国による新型コロナ患者等に対する相談窓口（ 0120-565-653 ）は 当面継続 ○夜間・休日には徳島救急医療電話相談（#7119）で対応 〔 #7119は、夜間・休日の急な病気やけが等の際、家庭でどのように対処すればよいか、すぐに医療機関を受診したほうがよいかなど判断に迷ったときに、看護師等へ相談ができる窓口 〕 |
| 治療薬 | ○薬価を考慮しつつ、他の疾病との公平性から定額の自己負担を求めつつ公費支援を実施（3割負担：9千円、2割負担：6千円、1割負担：3千円） | 【公費支援は終了】 ○医療保険の自己負担割合（3割負担、2割負担等）に応じて負担。 |
| 入院医療費 | ○高額療養費の自己負担額へ1万円を支援 | 【公費支援は終了】 ○他の疾病と同様、高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱い |
| 病床確保 | ○感染拡大期のみを病床確保料の対象 ○クラスター発生時の休止病床への支援は継続 | 【終了】 ○行政による病床確保によらず幅広い医療機関での受入へ移行 |
| 高齢者障がい者施設等対策 | ○高齢者施設等への行政検査の実施 ○施設内療養等への支援 | 【公費支援は終了】 ○施設内療養に対応した場合への特別な支援に代わり、令和6年度の報酬改定による平時からの評価に変更 |
| ワクチン接種 | ○特例臨時接種として無料で実施 ・高齢者等は年2回（春開始・秋開始接種） ・その他の方は年1回（秋開始接種） | 【定期接種化】 ○65歳以上の方等を対象に、秋冬に年1回実施。 ※インフルエンザの定期接種と対象者は同じ。 |